

1. 政策名

透明・公正なルールの整備

2. 政策の目標

(目標)

金融審議会を適切に運用すること等により、ルール整備等の方向性を検討・調整するとともに、審議内容の一層の公開を進めることによりその議論の透明性を確保する。

また、適切な法令審査・法令解釈の実施により、金融庁所管法令の制定改廃等に当たり、透明・公正さを確保する。

(業績指標) 金融審議会の実施状況
法令等審査件数

(説明)

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され(金融庁設置法第7条)、現在その傘下に金融分科会、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、公認会計士制度部会及びその下部機関が設置され、調査審議を行っています。

金融行政に係る適切な判断及び信頼醸成にあたっては、本審議会の適切な運用が重要であり、これにより金融行政における透明・公正なルールの整備・運用を実現していくこととしています。その他に、法令適用事前確認手続(いわゆるノーアクションレター)に係る照会に対しては、その細則に基づいて適切な対応を行い、金融行政の公正性を確保し、透明性の向上を図っています。

3. 現状分析及び外部要因

我が国の金融システムを取り巻く環境は変化が激しく、新たなルール整備やその改定の必要性は増大しています。これに伴い、金融審議会の適切な運用に係るニーズも高まっています。

金融審議会の運営にあたっては、平成11年4月27日に閣議決定された「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」や、金融審議会令、金融審議会議事規則等、審議会関係諸規定を遵守することが求められています。その他、法令適用事前確認手続についても適切に対応していく必要があります。

4. 事務運営についての報告及び評価

(1) 事務運営についての報告

金融審議会の適切な運営

平成14事務年度における金融審議会の主な開催実績は、以下のとおりです。

総会（第11回（平成14年7月31日開催）～第17回（平成15年1月31日開催） 第12回～第14回、第17回は金融分科会との合同会合）

総会においては、平成14事務年度には、傘下に「中期ビジョン」に関するスタディグループを設置し、活力ある金融システムの確立に向けた金融の将来像の展望について議論を行い、答申「中期的に展望した我が国金融システムの将来ビジョン」を取りまとめました。また、金融分科会から提出された報告「決済機能の安定確保のための方策について」を、答申として了承しました。

金融分科会（第2回（平成14年9月5日開催）～第5回（平成15年1月31日開催）
全て総会との合同会合）

金融分科会においては、国内金融に関する制度等の改善に関する事項その他の国内金融等に関する重要事項について調査審議を行うこととされており、平成14事務年度には、傘下に決済機能の安定確保に関するプロジェクト・チームを設置し、金融機関が担う決済機能の安定確保のための方策について検討を行い、報告「決済機能の安定確保のための方策について」を取りまとめ、総会に提出しました。

金融分科会第一部会（第4回（平成14年9月17日開催）～第8回（平成14年12月16日開催）

第一部会においては、証券取引のグローバル化、情報化等に対応した市場のインフラ、取引の枠組み・ルールの整備等について議論することとされており、平成14事務年度には、8月6日に発表された「証券市場の改革促進プログラム」に盛り込まれた法律改正等を伴う事項について、同部会の下に設置された市場仲介者のあり方に関するワーキンググループ、取引所のあり方に関するワーキンググループ、ディスクロージャー・ワーキンググループにおいて議論を行い、報告「証券市場の改革促進」を取りまとめました。

金融分科会第二部会（第11回（平成14年12月19日開催）～第13回（平成15年5月12日開催））

第二部会においては、銀行・保険会社等の金融仲介機能の在り方に関する事項とし

て、金融機能の向上に関する諸問題、国民のニーズに応えた金融インフラの整備、保険会社をめぐる総合的な検討、国際的な観点も踏まえた金融機関監督などについて議論することとしており、平成14事務年度には、金融再生プログラム及びその作業工程表において「金融審議会での検討」とされた事項について、同部会に設置された信託に関するワーキンググループ、公的資金制度に関するワーキンググループ、自己資本比率規制に関するワーキンググループ、リレーションシップバンキングのあり方に関するワーキンググループにおいて議論を行い、リレーションシップバンキングのあり方については、報告「リレーションシップバンキングの機能強化に向けて」を取りまとめました。また、生命保険の予定利率の引下げ等について議論を行いました。

金利調整分科会（第2回（平成15年2月7日開催））

金利調整分科会においては、金融機関の金利に関する事項についての調査審議を行っており、平成14事務年度には、流動性預金について、平成14年12月の預金保険法等の改正により平成16年度末までの2年間全額保護されることとなったことから、モラルハザードの発生を防止するため、流動性預金についての金利の上限規制を16年度末まで引き続き行うこととするについての答申を行いました。

公認会計士制度部会（第2回（平成14年9月27日開催）～第4回（平成15年3月20日開催））

公認会計士制度部会においては、平成13事務年度に引き続き、同部会の下に設置された監査制度ワーキンググループ及び試験制度ワーキンググループの合同会合において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から、公認会計士監査制度のあり方についての検討を行い、報告「公認会計士監査制度の充実・強化」を取りまとめました。

また、審議会の議事は原則公開とし、また議事録や議事要旨、席上配布資料を金融庁ホームページ上に掲載する等¹、その議論の透明性が確保されるよう努めました。

適切な法令審査・法令解釈等

平成14事務年度においては、新法令の制定31件（法律2件、政令8件、内閣府令等21件）、既存法令の改定133件（法律7件、政令20件、内閣府令等106件）が行われました。

これらの審査において、早い段階から担当部局との情報交換を行い、他の法令との一貫性や当該法令内部における他の規定との一貫性の確保、解釈に疑義が生じないよ

¹ http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/base.html

う規定の明確化や表記の統一化・適正化、という観点から、度重なるチェックを行いました。他方、とりわけ内閣府令等の改定においては、通常の法令に用いられていない金融取引に係る専門的な文言を用いた規定を設ける必要がある場面が多く見られ、できるだけ解釈に疑義が生じないような表記となるよう担当部局と調整しました。

また、規制に係る政省令の制定・改廃については、原則としてパブリックコメント実施前から審査を行うことにより、パブリックコメントの実効性を担保し、政省令の策定過程における透明・公正さの確保にも配慮しました。

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）に基づいて3件の回答を行い、回答後速やかに、照会内容、回答内容を当庁のホームページ上に公開しました。²

（2）評価

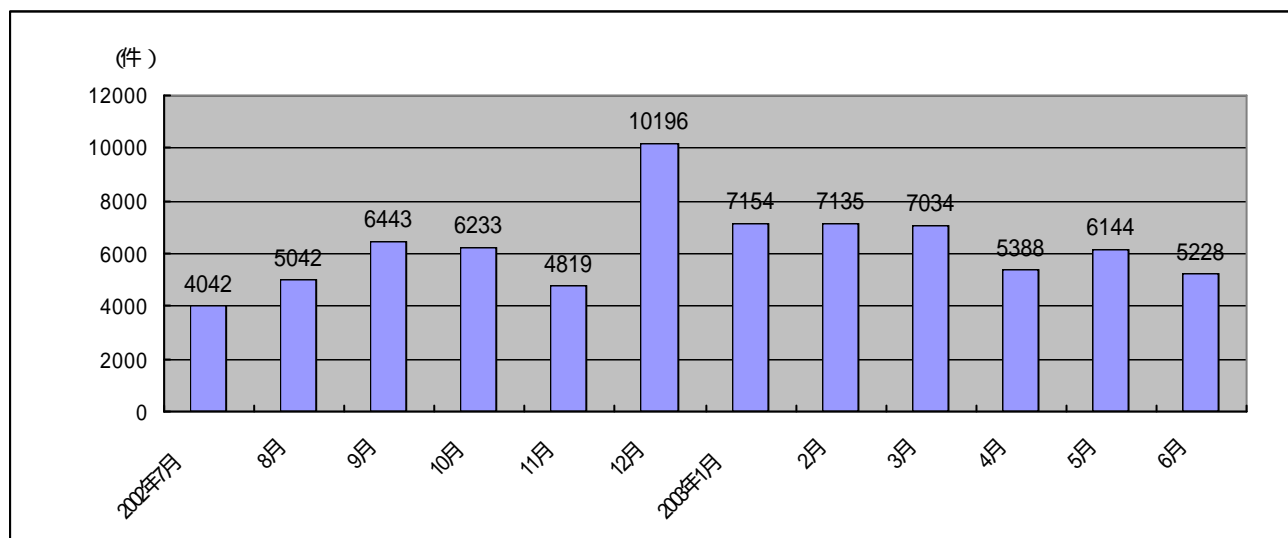
金融審議会の適切な運営

前述（1）のとおり、平成14事務年度においては、国内金融等に関するルール整備等の方向性の検討・調整にあたり金融審議会を機動的に開催したことから（総会を7回（うち金融分科会との合同会合を4回）、金融分科会を4回（全て総会との合同会合）、第一部会を5回、第二部会を3回、金利調整分科会を1回、公認会計士制度部会を3回開催等）、審議会を適切かつ積極的に活用できたものと考えます。

また、審議会は、その議事は原則公開とされているなど、透明性の確保に十分配慮しつつ運営されており、例えば、金融庁ホームページの金融審議会関連ページへのアクセスも平成14事務年度において月平均で約6,240件に上っております（平成13事務年度のアクセス数は月平均で約3,920件）。

² <http://www.fsa.go.jp/hourei/hourei.html>

【資料４－１－１ 金融庁ホームページの金融審議会関連ページへのアクセス数の推移】



適切な法令審査・法令解釈等

法令審査に関しては、法令の一貫性や規定の明確化・表記の統一化に配慮した審査の実施、原則としてパブリックコメント前からの審査の実施など、政省令の策定過程における透明性・公正性の確保に努めました。

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）

法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）に関しては、照会内容、回答内容を当庁のホームページ上に公開したことにより、照会者だけでなく、照会者以外の者に対しても法令の適用があるかどうかについての予見可能性を高めました。

これらを踏まえると、透明・公正なルール整備の確保に寄与しているものと考えます。

5. 今後の課題

今後とも、金融審議会においては、金融に関する国内外の環境の急激な変化に応じた適切な制度改革等の実施のため、十分かつ迅速な審議が必要とされることが想定されますが、その際には、従来にも増して審議会の効率的な審議・運営に努める必要があります。このため、平成16年度において、十分かつ迅速な審議のために必要な経費の予算要求を行う必要があります。

また、今後、金融分野における新商品・サービスの創出が活発に行われることが予想されますが、法令適用事前確認手続（ノーアクションレター）につきましては、引き続き適切に対応していく必要があります。

6．当該政策に係る端的な結論

前述4.(2)のとおり、成果が上がっていますが、今後も、金融に関する国内外の急激な変化に応じた制度改革等に対応した金融審議会の効率的な審議・運営や、金融分野に対する法令適用事前確認手続(ノーアクションレター)の適切な対応に努める必要があります。

7．学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

8．注記(政策効果把握方法及び評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、金融審議会の開催状況や法令審査の実施状況、及び金融審議会関連ページへのアクセス件数の推移等を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・金融審議会の開催実績
- ・金融審議会関連ページへのアクセス件数の推移
- ・法令審査の実績
- ・法令適用事前確認手続(ノーアクションレター)に基づく回答実績

9．担当部局

総務企画局企画課